

令和3年3月31日

社会福祉法人 塔ノ原福社会 行動計画

仕事と子育ての両立を含め、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的として、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年4月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布、説明会の実施

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和3年4月～ 育児休業制度について管理職の研修
- 令和3年4月～ 職員会議などによる制度の周知
- 令和3年4月～ 男性従業員へ育児休業等についての個別説明